

広島県交通安全活動推進センターの指定

平成10年4月1日
公安委員会告示第24号

道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号）附則第4条第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなされる当該都道府県交通安全活動推進センターに関し、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）附則第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 財団法人広島県交通安全協会
 - (2) 住所 広島市中区八丁堀6番3号
 - (3) 代表者の氏名 松谷健一郎
- 2 事務所の名称及び所在地
 - (1) 事務所の名称 財団法人広島県交通安全協会
広島県交通安全活動推進センター
 - (2) 事務所の所在地 広島市中区八丁堀6番3号

平成13年8月16日
公安委員会告示第81号

代表者の氏名の「松谷健一郎」を「岸田俊輔」に変更

平成14年12月9日
公安委員会告示第109号

住所及び事務所の所在地の「広島市中区八丁堀6番3号」を「広島市中区八丁堀4番24号」に変更

平成16年8月26日
公安委員会告示第71号

代表者の氏名の「岸田俊輔」を「渡邊一秀」に変更

平成19年10月18日
公安委員会告示第87号

住所及び事務所の所在地の「広島市中区八丁堀4番24号」を「広島市佐伯区石内南三丁目1番1号」に変更

平成20年8月18日
公安委員会告示第70号

代表者の氏名の「渡邊一秀」を「藤原睦躬」に変更

平成22年4月15日
公安委員会告示第31号

代表者の氏名の「藤原睦躬」を「井巻久一」に変更

平成23年4月25日
公安委員会告示第33号

名称の「財団法人広島県交通安全協会」を「一般財団法人広島県交通安全協会」に、事務所の名称の

「財団法人広島県交通安全協会
広島県交通安全活動推進センター」
を

「 一般財団法人広島県交通安全協会
広島県交通安全活動推進センター 」
に変更

平成24年 8 月16日
公安委員会告示第71号

代表者の氏名の「井巻久一」を「金井誠太」に変更

平成28年 5 月 2 日
公安委員会告示第38号

名称の「一般財団法人広島県交通安全協会」を「公益財団法人広島県交通安全協会」に、事務所の
名称の

「 一般財団法人広島県交通安全協会
広島県交通安全活動推進センター 」
を

「 公益財団法人広島県交通安全協会
広島県交通安全活動推進センター 」
に変更

平成28年12月 1 日
公安委員会告示第93号

代表者の氏名の「金井誠太」を「小丸成洋」に変更